

## 1 高知市人権尊重のまちづくり審議会ご意見への対応

第2回審議会のご意見に対しての計画の見直しについては、以下のとおりです。

計画の対応箇所については、下表「対応」欄に【資料3 P● No.●】と記載していますので、本資料と資料3を合わせてご確認をお願いします。

部族差別 (同和問題)	ご意見	対応
1	市民意識調査の結果の反映部分に「若年層への働きかけが重要であると考えられる。」と記載があり、部落問題を学習するに当たって、若者が地域の方の話を聞くという出会いの場も少なくなっているので、同和問題に限らないかもしれないが、若者へつなげていく視点も加えてほしい。	【資料3 P7・8 No.1】 若年層への働きかけの重要性や子どもへの啓発等について追記
2	「情報リテラシーやネットリテラシー教育のための同和研修を実施します。」について、人権研修の中の一分野として同和問題の研修を行うのか、それとも市職員に対しては情報リテラシーやネットリテラシーのための部落問題研修を行うのか等、表現方法の検討をしてほしい。	【資料3 P11 No.2~4】 該当箇所を「市職員に対し、情報リテラシーやネットリテラシー教育を含めた研修を実施します。」に変更
3	部落差別を助長する意図のあるなしに問わらず、同和問題に関する認識を押さえた上で、情報リテラシーやネットリテラシー教育にもつなげていく記載にしてほしい。	
4	同和問題研修という表現が望ましいのではないか。	

女性	ご意見	対応
5	各人権課題にある取組方針の人権問題に関する情報の収集及び提供に関して、例えば「女性」と「性的指向・性自認」では、各人権課題で内容の濃淡がある。ニーズの把握や関係機関と連携しながら積極的にアウトリーチに努めていくことは、他の項目でも必要と思われる。	【資料3 P15 No.5】 情報の収集及び提供に関して、計画内に記載できていないもので、実施していくべきことについては、具体的なご意見等もいただきながら、個別の取組の中で検討していくたいと考えている。

障がいのある人	ご意見	対応
6	「障がい」と「障害」が混在しているので読みにくい。県の障がい者施策の検討会のアンケートでは、表記方法で障がいの程度が変わらない、法律の表記も漢字であるなど、漢字表記のままで構わないという団体が多かったため、県では漢字表記にしている。市行政の内部の事情で表記のルールがあると思うが、法律名に合わせた方が読みやすく分かりやすいと思う。概要版では、ルビを振るなど多くの人が読みやすいようにしてほしい。	本計画においては、障がいや障がいのある人の人権について、より身近に感じられることが理解の促進につながると考え、従来どおりひらがな表記を採用させていただく。
7	(1)課題で、「『障がいのある人』に障害が生じる時～」の部分が読みづらい。例えば「障がい者が不便を感じる」や「障がい者が困る場面」といったように分かりやすい表現の方が混同しにくいと思う。	【資料3 P23 No.7】 該当箇所を「障がいのある人が不便を感じる時や場所、状況は、さまざまであり、一人ひとり異なります。」に変更
8	取組方針④で「バリアフリー化」とあるが、ハードのことしか書かれていないので、福祉サービスを加えソフト面についても記載してほしい。	【資料3 P24 No.8】 該当箇所を「関係機関との連携の下、障がいのある人が安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー等に向けた諸施策を推進します。」に変更

# 高知市人権施策推進基本計画の見直しについて

## 1 高知市人権尊重のまちづくり審議会ご意見への対応

外国人・外国にルーツのある人	ご意見		対応
	番号	内容	
9	今後受け入れる外国人を想定しての計画だと思うが、帰国者やその二世の方が厳しい社会状況の中で困っているとの声を聞いた。市内に居住している方もいるので、そのあたりの文言の加筆等があれば良いと思う。		
10	帰国者については福祉管理課が所管で、私たちも様々な問題提起をしている。当事者の数は少ないが、大きな問題を抱えているので文言の整理をしてほしい。		<p><u>【資料3 P25・26 №9・10】</u> 外国人だけでなく、外国にルーツのある人、帰国生、中国残留邦人等に関する課題や取組方針を追記</p>

職場（事業所）における人権	ご意見		対応
	番号	内容	
11	令和2年10月には『「ビジネスと人権」に関する行動計画』が出され、単なる企業でのパワハラだけでなく、企業活動、組織、個人を含めて大きな指標が出されたので、個別の人権課題の部分と合わせて補足してほしい。 令和4年9月の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を加えるかについてはお任せするが、「ビジネスと人権」という大きな課題は必須の条件なので、文言としてぜひ入れてほしい。		<p><u>【資料3 P3・4 №11・12】</u> 第1章に『「ビジネスと人権」指導原則』及び「ビジネスと人権の関する行動計画」について追記</p>
12	『「ビジネスと人権」に関する行動計画』については、「職場における人権」に入れることができ1つの案。国が作成した行動計画であり、今年度で新しい行動計画が作られ、大事な話なので入れてほしい。		
13	取組方針に「公益通報者保護法」について追記してほしい。これまで社会的に公益通報者保護法が話題になることがあまりなかったが、労働者にとって公益通報を理由に解雇される、職場を奪われるということは人権課題の最たるもの。強制的に働く場がなくなるということは大きな問題である。		<p><u>【資料3 P34 №13】</u> 公益通報制度等の周知について追記</p>

さまざまな人権課題	ご意見		対応
	番号	内容	
14	「ホームレス」の部分に生活困窮者に関する記載があるが、高齢者や女性、子どもの貧困問題もある。県の調査で貧困の子どもの割合が非常に多いといった結果もあるので、生活困窮者の扱いを大きくしてほしい。		<p><u>【資料3 P39 №14】</u> 「ホームレス・生活困窮者」へのタイトルに変更及び生活困窮者に関する支援の必要性について追記</p>

# 高知市人権施策推進基本計画の見直しについて

## 1 高知市人権尊重のまちづくり審議会ご意見への対応

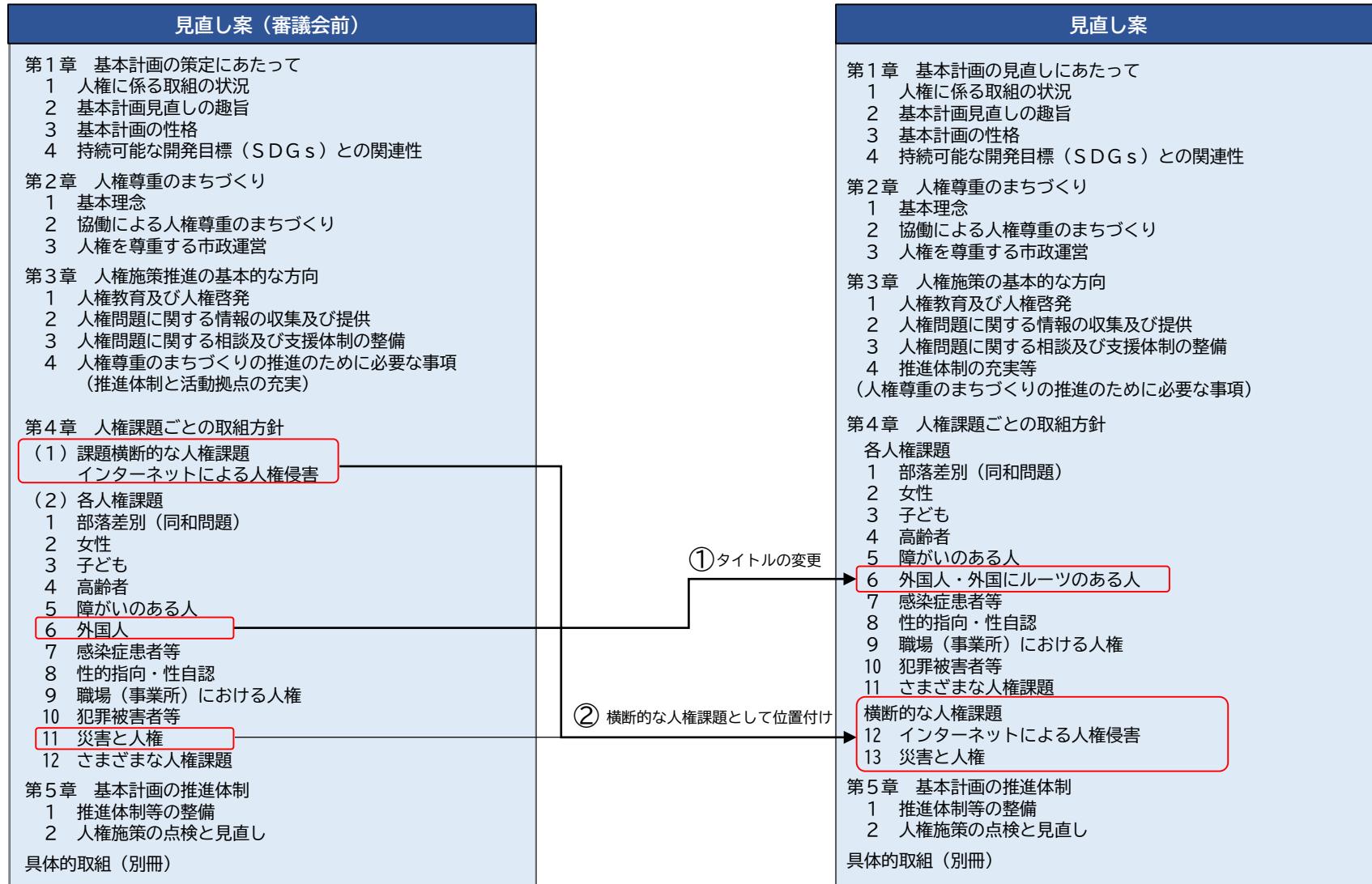
災害と人権	ご意見	対応
	15 災害時における障がい者の支援・障がい者自身の行動について、「障がいのある人」の取組方針に災害時に おける障がい者の支援を記載してほしい。	
	16 高齢者や女性も災害弱者になる可能性があるので、「災害と人権」に盛り込む形でも良いと思う。	
	17 「障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり」は日常を想定している。災害時のことは、日常と 区別するために項を起こして記載した方が良いと思う。	【資料3 P2、41 №.15～18】 「災害と人権」は、障がい者のみならず、個別の人権課題の多くに関連 することから、「インターネットによる人権侵害」と同様に『横断的な人 権課題』として位置付けを変更する。
	18 障がいのある人に限らず、さまざまな災害弱者について盛り込むべきだと思う。一つの案として、「イン ターネットによる人権侵害」のように『横断的な人権課題』として「災害と人権」を位置付けることも考えら れる。「災害と人権」と個別の人権課題で重複して書くか、「災害と人権」に様々な対象別の課題も盛り込む か、両方の考え方があると思う。	
	19 災害と人権の2段落目の最後で、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点 が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」とあるが、障がい者も入れてほ しい。	内閣府「第3次男女共同参画基本計画」からの引用であるため、変更で きない部分である。
	20 地震だけでなく、気候変動で台風等の被害を受けるケースが増えてきているので、その点も災害に加えてほ しい。	【資料3 P44 №.20】 「風水害等」という表現で追記
	21 在宅避難についての行動や対応が分からぬいため、本文が具体的な取組に在宅避難について記載してほしい。	【資料3 P44 №.21】 「要配慮者や在宅避難者等、多様なニーズ」について追記  ※災害時の行動や対応に関しては、「避難所運営マニュアル」に記載し ている。 災害発生時に在宅避難が可能な場合は、必ずしも避難所に避難する必 要はないが、大規模災害発生時には、基本的に地域の災害支援拠点と なる指定避難所において物資の配給が行われることが想定されており、 近隣の避難所に在宅避難の旨をお伝えしていただく必要がある。
	22 「等」という表現を減らせば、多様な人に関わりがあることが明確化されると思う。	【資料3 P44 №.22・23】 「高齢者や障がいのある人等の要配慮者のみならず、女性、子ども、性 的マイナリティ等さまざまな人」という表現で追記
	23 避難行動要支援者以外にも災害時に支援が必要な災害弱者がいるので、そういった表現を使っても良い。	
	24 災害だけ相談支援体制の整備がない。能登の状況を見ても、被災された方の問題が放置されている。現場の 方の困り事についての相談は大事だと思うので、相談支援体制の項目を入れてほしい。	【資料3 P45 №.24】 支援体制として、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、被 災者の自立・生活重建が進むようマネジメントする取組「災害ケースマネ ジメント」について追記

# 高知市人権施策推進基本計画の見直しについて

## 2 全体構成の見直しに関する修正

第2回審議会のご意見を受け、高知市人権施策推進本部へ報告した後、以下のとおりに修正しました。

- ①外国人だけではなく、中国残留邦人等についても記載の必要があるとの審議会での意見によりタイトルを変更し、計画には中国残留邦人等への支援についても追記。  
②人権課題について複数の個別の人権課題への関連性を考慮の上、横断的な課題であるとの視点から、「インターネットによる人権」加えて「災害と人権」は「横断的な人権課題」と位置付け。また、11の個別の人権課題について横断的に関わることから「各人権課題」の後段に「横断的な人権課題」を置き、順番を変更。



# 高知市人権施策推進基本計画の見直しについて

## 3 各人権課題における主な見直し事項

第2回審議会のご意見を受け、高知市人権施策推進本部へ報告した後、①・⑨・⑯について以下のとおり修正しました。

人権課題	主な見直し事項	見直し理由
①各人権課題の後段に移動		
部落差別 (同和問題)	見直し ②情報リテラシーやネットリテラシー教育を含めた同和問題研修を職員に実施 見直し ③法務局や県と連携したインターネット・モニタリングの実施	・情プラ法の施行を踏まえて、ネット上の違法・権利侵害情報に対して市職員の適切な対応を図っていく必要があるため。 ・モニタリング活動を実施する上で、法務局や県と連携を進め、効率的な実施を図るため。
女性	追加 ④専門の相談支援員の配置の検討	・DV被害をはじめとする女性が抱えるさまざまな困難に対し、適切な支援と関係機関との一層の連携を図ることを目的とした、女性相談支援員の配置を検討するため。
子ども	追加 ⑤虐待リスク等の高まり防止のための家事・子育て等の支援	・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、虐待リスク等を未然に防ぐための相談や支援の取組が必要であるため。
高齢者	追加 ⑥認知症等に関する正しい知識と支援に関する情報の周知強化	・認知症の正しい理解と普及啓発に向け、認知症カフェやSNS等で広く周知を図っており、計画へ明記するもの。
障がいのある人	見直し ⑦障がいや障がいのある人に対する合理的配慮の提供等に関する教育・啓発活動の推進 ⑨タイトル変更	・障害者差別解消法により義務化された、事業者による合理的配慮への教育・啓発活動を推進していく必要があるため。
⑨外国人・外国にルーツのある人	追加 ⑧多文化共生の視点からの施策の研究・検討 追加 ⑨中国残留邦人等への相談対応・支援の実施 ⑨追記	・外国人労働者の受け入れが促進され、外国人人口が増加する中、職場への定着の促進はもとより、外国人が生活者や地域住民として安心して生活するための施策が求められているため。 ・外国人のみならず、中国残留邦人等、外国にルーツのある人への配慮も求められるため。
感染症患者等	見直し ⑩感染症患者等のプライバシーに配慮し、安心して受検できる体制の充実	・検査実施の目的について、感染症の拡大防止から受検する人の人権に関する配慮を意識した記載への変更。
性的指向 ・性自認	追加 ⑪パートナーシップ制度の周知や性的マイノリティのニーズの把握	・法律婚の形をとれない人のための家族の証明であるファミリーシップ制度や、性的少数者の人が働きやすい職場環境づくり等の取組を行っている企業を登録するLGBTQフレンドリー企業制度といった新たな動きが生じているため。
職場（事業所）における人権	追加 ⑫公共調達における人権擁護活動推進事業所等に対する優先調達	・事業活動を行う上での人権侵害リスクの軽減、多様な事業所の活躍促進、持続可能な社会の実現のため、公共調達において社会的な責任を果たす事業所への加点の取組があるため。
犯罪被害者等	追加 ⑬犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう府内支援体制の整備 追加 ⑭犯罪被害者等の支援に関する理解促進のための職員研修の推進 追加 ⑮「総合的対応窓口」における専門の相談支援員の配置の検討	・「(仮称)高知市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めており、関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、専門の相談支援員の配置検討を踏まえ、府内の支援体制の整備を図っていく必要があるため。
さまざまな人権課題	見直し ⑯記載の変更（各項目について、啓発に当たっての重要な点を記載するよう変更） 見直し ⑰「ホームレス」を「ホームレス・生活困窮者」へのタイトル変更	・さまざまな人権課題に関しては、正しい理解と認識が社会全体に浸透していくよう啓発を推進するものであり、啓発に当たって重要な事項について記載するよう変更。 ・ホームレスだけでなく生活困窮者への支援についても記載しているため。
インターネットによる人権侵害	追加 ⑯発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼等に関する情報提供及び相談窓口の周知 ⑰「さまざまな人権課題」の中のタイトル変更	・インターネットによる誹謗中傷等の人権侵害は、各人権課題に関わる事項と考えられるため。 ・情プラ法の施行に伴い、当該法律や制度の周知、また人権侵害の被害に遭った時の対処法や相談窓口の周知を推進していく必要があるため。
災害と人権	追加 ⑯災害時における避難支援に関する情報提供等、避難行動要支援者への配慮	・災害と人権は、各人権課題に関わる事項と考えられるため。 ・避難行動要支援者の迅速な避難の支援、安否の確認等に必要な個別避難計画の策定等の取組について、計画へ明記するもの。